

(3月定例議案)

- 1 議案名 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。
- 3 関係法令 学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）

学校政策課

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

学校 政策 課

1 規則改正の理由

平成27年6月24日、学校教育法の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）により学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校（※）が設けられたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。

※ 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すこととする学校で、修業年数は9年とされ、前期6年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分される。

2 規則改正の概要

高等学校等の入学後早期に奨学金の貸与が受けられるよう中学3年生の時点で、奨学金貸与事前申請書の提出を受け、審査の結果、適当と認められるとときは、徳島県奨学生採用候補者として決定している。

学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことから、奨学金貸与事前申請の中学校に、義務教育学校の後期課程を加えることとする。

3 施行期日

平成28年4月1日

条例等立案表

題名	徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	課(室)名	教育委員会学校政策課
制定理由	学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、所要の整備を行う必要がある。	担当者名	島川修次
あらまし			電話番号 三一三二一一
一　学校教育法の一部改正に鑑み、所要の整備を行うこととした。 二　この規則は、平成二十八年四月一日から施行することとした。			
予算上の措置			
関係法規	学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）		
法規審議委員会	要	・	否
			備考

徳島県規則第

号

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県奨学金貸与条例施行規則(平成十四年徳島県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>(貸与の事前申請手続等)</p> <p>第三条の二 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。以下同じ。）に在学し、翌年度に高等学校等へ進学した後に奨学生の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学生貸与事前申請書（様式第四号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出することができる。</p> <p>一 条例第一条第一号の要件を備えることを証明する書類</p> <p>二 所得証明書</p> <p>三 その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 前項の規定により提出する申請書等は、申請者が在学する中学校の長を経由しなければならない。ただし、当該中学校が県外に所在する場合は、この限りでない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による奨学生貸与事前申請書の提出があつたときは、速やかに必要な審査を行い、適正と認めるときは、徳島県選学生採用候補者（以下「採用候補者」という。）として決定するものとする。</p> <p>4 採用候補者は、前条第一項の規定による申請書等を提出しないときは、知事が定める日までに、選学生採用辞退届（様式第四号の一）を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により提出する書類は、採用候補者が在学する中学校又は高等学校等の長を経由しなければならない。ただし、当該中学校又は高等学校等が県外に所在する場合は、この限りでない。</p>	<p>(貸与の事前申請手続等)</p> <p>第三条の二 中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。以下同じ。）に在学し、翌年度に高等学校等へ進学した後に奨学生の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学生貸与事前申請書（様式第四号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出することができる。</p> <p>一 条例第一条第一号の要件を備えることを証明する書類</p> <p>二 所得証明書</p> <p>三 その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 前項の規定により提出する申請書等は、申請者が在学する中学校の長を経由しなければならない。ただし、当該中学校が県外に所在する場合は、この限りでない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による奨学生貸与事前申請書の提出があつたときは、速やかに必要な審査を行い、適正と認めるときは、徳島県選学生採用候補者（以下「採用候補者」という。）として決定するものとする。</p> <p>4 採用候補者は、前条第一項の規定による申請書等を提出しないときは、知事が定める日までに、選学生採用辞退届（様式第四号の一）を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により提出する書類は、採用候補者が在学する中学校又は高等学校等の長を経由しなければならない。ただし、当該中学校又は高等学校等が県外に所在する場合は、この限りでない。</p>